

岩手県火災共済協同組合の現状

令和6年8月

岩手県火災共済協同組合

目 次

1. 組織の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 組織の名称	
(2) 事務所の所在地	
(3) 組合員数	
(4) 組織機構図	
(5) 役員	
(6) 総代会の組織に関する事項	
2. 事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 主要な業務	
(2) 令和5年度における事業の概況	
(3) 主要な業務の状況を示す指標	
(4) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率	
(5) その他の実施事業の概要	
(6) 増資及び資金の借入れその他の資金調達の状況	
(7) 設備投資の状況	
(8) 業務提携等重要事項の概要	
(9) 組合の運営組織の状況に関する事項	
(10) その他組合の状況に関する重要な事項	
3. リスク管理・コンプライアンスの取り組み・・・・・・・・	10
(1) リスク管理	
(2) コンプライアンス（法令等遵守）	
(3) 組合員以外の者が共済事業を利用することについての管理の体制	
4. 共済制度のしくみ・制度内容・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5. 財務諸表	
(1) 貸借対照表	
(2) 損益計算書	
(3) 剰余金処分	

6. 資産運用諸表

- (1) 運用資産の構成
- (2) 運用資産の増減
- (3) 運用資産種類別平均残高および運用利回り
- (4) 財産運用収益明細
- (5) 利息および配当金収入明細
- (6) 財産運用費用明細
- (7) 有価証券の明細
- (8) 有価証券残存期間別内訳
- (9) 業種別保有株式
- (10) 財産運用の時価評価
- (11) 貸付金明細
- (12) 貸付金明細（国内企業貸付）
- (13) リスク管理債権の状況
- (14) 債務者区分による債権の状況

7. その他の諸表

- (1) 業務用固定資産明細
- (2) 貸倒引当金明細
- (3) 出資金および積立金明細（剰余金処分前）
- (4) 事業費明細
- (5) 責任準備金の残高、積立方式
- (6) 共済掛金積立金の残高
- (7) 共済掛金、共済金および保有契約件数等
- (8) 新契約平均共済金額
- (9) 月払契約の新契約平均再共済料・共済掛金
- (10) 契約者割戻しの状況
- (11) 解約失効率
- (12) 再共済の実施状況

1. 組織の概況

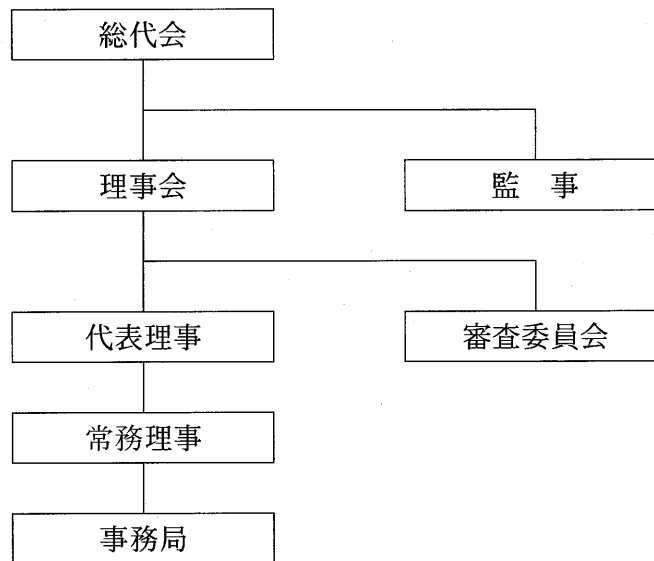
(1) 組織の名称 岩手県火災共済協同組合

(2) 事務所の所在地

〒020 - 0844 岩手県盛岡市神明町 5 番 5 号

(3) 組合員数（令和 6 年 3 月 3 1 日現在） 20,694 名

(4) 組織機構図



(5) 役員

(令和 6 年 7 月末)

地 位	氏 名	担 当
理 事 長	高 橋 純 一	総 括
常務理事	細 川 健 二	業 務 推 進
理 事	上 野 直 和	担当制なし
理 事	大 野 晴 久	〃
理 事	小笠原 弘 治	〃
理 事	小山田 耕 作	〃
理 事	小山田 周 右	〃
理 事	海 鋒 守	〃
理 事	兼 平 賀 章	〃
理 事	鎌 田 卓 也	〃

理 事	菊 池 良 一	〃
理 事	小 岩 邦 弘	〃
理 事	佐々木 弘 志	〃
理 事	佐 藤 暁 僖	〃
理 事	佐 藤 良 介	〃
理 事	山 王 敏 彦	〃
理 事	生 内 雄 二	〃
理 事	高 橋 富 一	〃
理 事	千 葉 庄 悦	〃
理 事	花 坂 康太郎	〃
理 事	藤 村 文 昭	〃
理 事	前 田 益 生	〃
理 事	松 本 静 毅	〃
理 事	八重樫 義一郎	〃
監 事	熊 谷 敏 裕	〃
監 事	小 林 清 之	〃
監 事	瀬 川 浩 昭	〃
監 事	中 村 善 雄	〃

(6) 総代会の組織に関する事項

年度末現在の地区別状況（任期 令和 6 年 3 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日：3 年間）

地 区 別	4 年度期首		5 年度末現在	
	定 数	実 数	定 数	実 数
盛 岡 地 区	38	38	38	38
花 巻 ・ 北 上 地 区	13	13	13	13
奥 州 地 区	13	13	13	13
一 関 地 区	12	12	12	12
大船渡・陸前高田地区	6	6	6	6
釜 石 ・ 遠 野 地 区	7	7	7	7
宮 古 地 区	9	9	9	9
久 慈 地 区	5	5	5	5
二 戸 地 区	7	7	7	7
計	110	110	110	110

2. 事業の概況

(1) 主要な業務

組合員の相互扶助の精神に基づいて、組合員のために必要な共済事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、以下の事業を行った。

- ① 組合員のためにする火災共済事業
- ② 組合員のためにする前号以外の共済事業
- ③ 組合員のためにする共済事業に関する受託事業
- ④ 組合員のためにする保険会社の業務の代理又は事務の代行
- ⑤ 組合員のためにする福祉の増進に資する事業に関する受託事業
- ⑥ 前各号の事業に附帯する事業

(2) 令和5年度における事業の概況

① 概況

令和5年度は、コロナ禍がようやく落ち着きを見せ、コロナ禍以前の日常生活や経済活動に戻りつつあるということを実感できた一年であった。その一方で、物価上昇に注目が集まり、また原材料高対策や人手不足への対応が企業経営にとって大きな課題としてクローズアップされた。海外では、ウクライナ戦争の収束の目処がたたず、加えてイスラエルとハマスの紛争の激化など、世界各地の地政学的リスクが一段と高まりを見せた。

気候変動を概観すると、国連が「地球温暖化の時代は終わり地球沸騰の時代が到来した」と警鐘を鳴らした。確かに、地球温暖化は年々加速化・深刻化しており、既に国内では、短時間に局所的に激しい雨をもたらす線状降水帯による洪水に加え、大量の雨が下水道や水路などの排水処理能力を超えてあふれでる現象「内水氾濫型」による水害の危険性が増した。

また、新年を迎えた元日には、能登半島で震度7の強い地震が発生し、「災害は時と場所を選ばない」ということを改めて考えさせられるとともに、我が国は異常気象や温暖化とは別に、地震列島であるという事実を改めて痛感させられた。

当組合は、地域経済を支える中小企業者が被る万が一の火災、自然災害などによる経済的損失を補う県内唯一の「総合共済協同組合」として、保障事業を通じて組合員が安心して事業活動に専念できる環境づくりのサポートはもとより、組合員に寄り添い、きめ細やかな対応に心がけ、「信頼度の確保と満足度の向上」を図る取り組みを進めた。併せて、共済事業の一層の普及推進並びに経営の健全化・効率化に取り組み、更なる経営基盤の強化に努めた。

その結果、令和5年度の事業実績は、火災共済などの元受収入共済掛金が5億1136万円（昨年度比103.6%）、自動車共済などの受託共済手数料収入が5745万円（昨年度比96.9%）に対し、事業支出では罹災に伴う支払共済金が2億4251万円（昨年度比76.4%）、事業費が2億3732万円（昨年度比100.2%）となった。

厳しい事業環境下であったが、最終的には3078万円（昨年度比74.0%）の当期純利益金を計上することができた。

② 事業実績概要

(1) 事業実績概要

ア 火災共済総括表

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数	15,675	16,043	△2.29
年 度 末 現 在 契 約 金 額 (千円)	365,449,519	369,375,740	△1.06
収 入 共 済 掛 金 (円)	491,515,247	448,477,935	0.62
支 払 共 済 金 (円)	236,732,020	312,869,459	△24.34
損 害 率 (%)	48.16	64.05	ポイント △15.89
連 合 会 共 済 掛 金 (円)	288,054,140	281,303,478	2.40
連 合 会 共 済 金 (円)	236,732,020	312,869,459	△24.34

普通火災共済契約

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数	12,000	12,416	△3.35
年 度 末 現 在 契 約 金 額 (千円)	277,165,032	283,069,904	△2.09
収 入 共 済 掛 金 (円)	353,979,007	351,204,104	0.79
支 払 共 済 金 (円)	164,423,556	249,366,293	△34.06
損 害 率 (%)	46.45	71.00	ポイント △24.55
連 合 会 共 済 掛 金 (円)	206,564,362	201,510,368	2.51
連 合 会 共 済 金 (円)	164,423,556	249,366,293	△34.06

総合火災共済契約

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数	2,455	2,433	0.90
年 度 末 現 在 契 約 金 額 (千円)	55,417,781	54,378,971	1.91
収 入 共 済 掛 金 (円)	99,026,960	100,153,604	△1.12
支 払 共 済 金 (円)	44,352,761	40,515,678	16.88
損 害 率 (%)	47.82	40.45	ポイント 7.37
連 合 会 共 済 掛 金 (円)	57,911,093	57,454,617	0.79
連 合 会 共 済 金 (円)	47,352,761	40,515,678	16.88

新総合火災共済契約

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数	1,194	1,194	2.18
年 度 末 現 在 契 約 金 額 (千円)	31,926,865	31,926,865	2.91
収 入 共 済 掛 金 (円)	37,120,227	37,120,227	3.74
支 払 共 済 金 (円)	22,987,488	22,987,488	8.56
損 害 率 (%)	61.93	61.93	ポイント 2.87
連 合 会 共 済 掛 金 (円)	22,338,493	22,338,493	5.55
連 合 会 共 済 金 (円)	22,987,488	22,987,488	8.56

生命傷害共済

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 被 共 済 者 数 (名)	1,250	1,344	△6.99
契 約 高 (千円)	3,483,600	3,676,600	△5.25
収 入 共 済 掛 金 (円)	16,135,211	17,227,040	△6.34
支 払 共 済 金 (円)	5,128,300	3,861,200	32.34
損 害 率 (%)	31.78	22.41	ホ°イント 5.44
支 払 再 共 済 料 (円)	8,622,096	9,178,626	△6.06
収 入 再 共 済 金 (円)	4,305,510	2,729,000	57.81

休業補償共済

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 契 約 者 数	82	89	△7.87
年 度 末 契 約 高 (千円)	1,790	1,870	△4.28
収 入 共 済 掛 金 (円)	325,570	357,800	△9.01
支 払 共 済 金 (円)	0	0	—
損 害 率 (%)	0	0	ホ°イント —
支 払 再 共 済 料 (円)	180,821	197,368	△8.38
収 入 再 共 済 金 (円)	0	0	—

所得補償共済

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数 (件)	17	18	△5.56
年 度 末 現 在 被 共 済 者 数 (名)	20	21	△4.76
契 約 口 数 (口)	50	52	△3.85
収 入 共 済 掛 金 (円)	306,000	314,000	△2.55
支 払 共 済 金 (円)	0	0	—
損 害 率 (%)	0	0	ホ°イント —
支 払 再 共 済 料 (円)	183,000	187,200	0
収 入 再 共 済 金 (円)	0	0	—

自動車事故費用共済

区 分	令和4年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数 (件)	230	244	△5.74
収 入 共 済 掛 金 (円)	2,395,370	2,529,125	△5.29
支 払 共 済 金 (円)	484,500	362,250	33.75
損 害 率 (%)	20.23	14.32	ホ°イント 5.91
支 払 再 共 済 料 (円)	441,950	453,599	△2.57
収 入 再 共 済 金 (円)	145,350	108,675	33.75

中小企業者総合賠償責任共済

区 分	令和5年度	前 年 度	増減率(%)
年 度 末 現 在 契 約 件 数 (件)	166	151	9.93
収 入 共 済 掛 金 (円)	687,417	599,890	14.06
支 払 共 済 金 (円)	165,623	93,674	76.81
損 害 率 (%)	24.09	15.62	ポイント 8.47
支 払 再 共 済 料 (円)	498,274	460,474	8.21
収 入 再 共 済 金 (円)	165,623	93,674	76.81

(3) 主要な業務の状況を示す指標

(単位：円)

区 分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益(円)	1,016,126,386	947,756,304	1, 435,092,748	1, 085,678,691	1,003,493,825
経常利益(円)	38, 138, 478	35, 881, 180	49, 642, 564	50, 544, 197	39, 021, 356
当期純利益(円)	30, 942, 878	32, 489, 980	41, 009, 164	41, 555, 597	30, 787, 056
出資金(円)	973, 701, 000	961, 014, 500	952, 880, 000	941, 045, 000	928, 960, 000
出資口数(口)	1, 947, 402	1, 922, 029	1, 905, 760	1, 882, 090	1, 857, 920
純資産額 (円)	2, 240, 783, 950	2, 246, 374, 890	2, 264, 910, 264	2, 280, 329, 271	2, 284, 363, 637
総資産額(円)	2, 664, 747, 139	2, 651, 667, 437	2, 659, 498, 131	2, 668, 702, 635	2, 660, 947, 307
責任準備金残高(円)	231, 587, 584	228, 478, 503	228, 812, 633	227, 207, 552	222, 367, 837
貸付金残高(円)	0	0	0	0	0
有価証券残高(円)	526, 400, 000	526, 400, 000	506, 400, 000	506, 400, 000	505, 400, 000
出資配当(円)	0	0	0	0	0
利用分量配当(円)	14, 212, 540	14, 339, 290	14, 301, 590	14, 667, 690	15, 174, 220
職員数(人)	19	18	17	18	18
正味収入共済掛金(円)	206, 948, 675	208, 249, 141	212, 814, 742	210, 292, 464	209, 084, 696
員外利用者の利用率(%)	12 ページ記載	15 ページ記載	13 ページ記載	13 ページ記載	13 ページ記載

* 上記の正味収入共済掛金とは、(共済掛金)－(解約返戻金＋再共済料＋連合会共済掛金)の計算式から算出した。

(4) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率

当年度の支払余力（ソルベンシー・マージン）比率は 8995.9%である。

円

(1) 支払余力の総額		2,316,247,991
① 純資産の部合計（剰余金の処分額、評価・換算差額、繰延資産等を控除）		2,258,981,766
② 異常危険準備金		57,266,225
③ 一般貸倒引当金		0
④ その他有価証券の評価差額		0
⑤ 土地の含み損		0
⑥ 解約返戻金等超過額		0
⑦ 将来利益		0
⑧ 税効果会計		0
(2) リスクの合計額		51,495,864
一般共済リスク相当額		991,429
巨大災害リスク相当額		0
予定利率リスク相当額		0
財産運用リスク相当額		49,742,712
価格変動リスク		26,045,513
信用リスク		12,574,651
子会社等リスク		10,854,000
再共済・再保険リスク相当額		16,875
再共済・再保険回収リスク相当額		3,673
経営管理リスク相当額		1,009,723
支払余力比率		8,995.9

* 上記の金額および数値は、中小企業等協同組合法施行規則第 149 条および第 150 条ならびに中小企業等協同組合法施行規則に基づいて算出した。

* 表内の数値は、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできない。

(5) その他の実施事業の概要

①代理所新任担当者研修・代理所訪問

個別に訪問し研修対応の他、今年度の事業展開の打合せ等を実施

②代理所打合せ会

日時：令和5年6月9日(金) 午前10時～午後3時

場所：盛岡市総合アリーナ（盛岡タカヤアリーナ）

出席者数 60名

③代理所個別訪問

（令和5年10月～12月）

種目別のコンプライアンスチェックや日業務の点検

担当者届の内容確認他、提出書類の確認取付け、事業推進の打合せを実施

(6) 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況

該当事項なし

(7) 設備投資状況

該当事項なし

(8) 業務提携等重要事項の概要

① 業務提携の主な相手先

該当事項なし

② 子会社

該当事項なし

(9) 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 総代会、理事会等の開催状況

(1) 第69回通常総代会

①開催日時 令和5年6月15日 13時30分

②開催場所 盛岡市盛岡駅前北通 ホテルメトロポリタンニューウイング3階

③出席総代数 90名（本人25名、書面65名）

④出席理事数 17名

⑤出席監事数 4名

⑥議案及び議決状況

第1号議案 令和4年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案（利用分量配当金の配当方法を含む）の承認について 原案承認

第2号議案 (1)令和5年度事業計画及び収支予算の決定について 原案可決
(2)令和5年度役員報酬の決定について 原案可決

第3号議案 令和5年度借入金の最高限度額の決定について 原案可決

第4号議案 令和5年度取引金融機関の決定について 原案可決

(2) 理事会の開催状況

①第1回理事会 令和5年5月26日 開催 (理事16名・監事3名)

②第2回理事会 令和5年12月6日 開催 (理事16名・監事4名)

(3) 監査会の開催

①第1回監査会 令和5年5月18・19日 開催 (監事3名)

②第2回監査会 令和5年11月17日 開催 (監事3名)

(4) その他

該当事項なし

(10) その他組合の状況に関する重要な事項

該当事項なし

3. リスク管理・コンプライアンスの取り組み

(1) リスク管理

当組合では、共済事業の健全な運営を確保するために、各種リスクを把握し、適切なリスク管理に努めています。

共済事業におけるリスクとして、共済引受リスク（経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク）、流動性（資産運用）リスク（金利の変動や預金先、又は債権の発行体の財務状況の悪化等により、保有する資産の価値が変動することによって損失を被るリスク）および事務リスク（役職員等が正確な事務を怠り、不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、システムリスク（コンピュータなどのシステム障害により被るリスク）があります。

① 共済引受リスク

共済引受リスクについては、共済引受基準等を遵守し、事業の安定性を十分考慮し管理しています。また、職員個々の能力を高め、業務知識の標準化を図るべく内部研修会を実施しております。現在火災共済部門は共同元受事業（12 ページ※印参照）が実施されておりますので、当組合での損害共済金支払いに関するリスクは連合会に移転しておりますが、火災共済部門はもちろん他共済における引受限度額の適用や引受制限等の規定を従来どおり運用しており適正な引受を図っております。

さらに当組合では共済募集適正化および契約者保護の観点から、次のような態勢を整えております。

- ・ 苦情に関しては「苦情対応規程」（別紙1-①）および「苦情対応ルール」（別紙1-②）を基に組合員および関係者からのご意見を真摯に受け止め、対応および再発防止に努めております。

- ・ 金融ADR制度への対応

平成22年10月1日から金融ADR法が施行されたことに伴い、全日本火災共済協同組合連合会が紛争解決機関として、一般社団法人日本共済協会と利用契約を締結しております。全日本火災共済協同組合連合会との連携体制の構築を行い、ご利用者の皆さまからのご意見・苦情に迅速かつ適切な対応ができるように組織体制を整備いたしました。

◎ 紛争解決機関

一般社団法人日本共済協会

03-5368-5757

◎ ご相談・苦情の受付先

岩手県火災共済協同組合

019-654-2551

全日本火災共済協同組合連合会 火災共済相談受付センター

0120-562630

- ・ 個人情報の管理に関しては「個人情報保護宣言」（別紙2）及び「個人情報保護に係る管理体制」を構築し個人情報保護に努めております。また、文書管理

の徹底を含め役職員・代理所担当者に指導教育を行っております。

- ・ 重要事項説明については本部職員には業務会議で、代理所担当者には本部職員が代理所打合を訪問して新規・継続を問わずパンフレットおよび重要事項説明書を配布し契約者（被共済者）に制度の内容や支払に関する事項（再審査請求制度を含め）等の説明を行うよう徹底しております。

② 流動（資産運用）リスク

流動（資産運用）リスクについては、中小企業等協同組合法等の法令に従い、資金の性格や負債の特性に応じて、安全性、収益性に留意し、健全な資産運用を行っております。また、資産を預入している金融機関に破綻が起こった場合を想定し、対応するフローチャートを作成した、ペイオフ対策委員会規程を作成し、適切に機能するよう努めております。

③ 事務リスク

事務リスクについては、役職員および代理所担当者に対し指導教育を行っております。「事務取扱マニュアル」（別紙３）を作成し業務に携わる職員の行動管理や、帳票類の改定及びその使用に関して明確化しております。また、それに沿った「不適正行為等対応規程」（別紙４）を周知徹底させるべく内部研修会を実施しております。さらに、内部牽制機能を強化するべく職員に対し内部検査を実施しております。

当組合代理所に対しては事務管理状況の把握に努め不備のある場合には改善指導を行っており、業務の健全性と適切性の実現に努めます。

（２）コンプライアンス（法令等遵守）

「コンプライアンス」とは、法令及び組合内の規程その他名称の如何を問わず業務運営上定められたすべての規則類を遵守することにとどまらず、社会的規範及び倫理に基づいて行動することです。当組合は、中小企業等協同組合法、保険業法及び平成２０年４月より施行されている保険法、さらに平成２６年４月中小企業庁策定「事業協同組合等の共済事業所向けの総合的な監督指針」に基づき県内中小企業者のための火災共済等の事業を行っており一般企業にもまして公共的使命及び社会的責任を担っており、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。当組合では、これまでその社会的使命を担っていることを十分に理解し、内部牽制機能及び管理態勢を高め、業務を遂行し県内中小企業者の信頼を得るべく、さらなる法令遵守意識の涵養に努め、健全な常識やより高い倫理観を持って業務活動を展開し、社会的責任を果たしていく所存であります。

コンプライアンス態勢の強化

当組合では法令遵守について役員による率先垂範、全役職員一丸となった取り組みにより醸成されるべきものと認識しており、法令遵守についての意識の涵養を最重要課題とし、更には関連法令知識の修得に努めております。

- ※ 共同元受事業とは、当組合と全日本火災共済協同組合連合会とが火災共済契約を共同して引き受ける事業。共済責任は「連帯債務」となりますが当組合に万が一の事態が生じ破産等の法的整理にいたった場合でも、連合会が共済契約者（被共済者）に対し補償を継続。この事業の安定した運営を心がけ、連携していくとともに全国の火災共済協同組合の模範となるよう適性かつ健全な組合運営を推進。

(3) 組合員以外の者が共済事業を利用することにおける管理の体制

① 火災共済事業

	組合員 (a)	生計を一に する親族 (b)	組合の 直間 構成者 (c)	小 計 (a) + (b) + (c) = (d)	員外利用 の者 (e)	合 計
人 数	人 7,683	人 59	人 0	人 7,742	人 1,556	人 9,298
契 約 額	千円 341,784,938	千円 1,234,350	千円 0	千円 (68,603,858) 343,019,288	千円 22,430,303	千円 365,449,591

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の 20 以内と法令にて規定されています。
上記 () 内は共済金額の 100 分の 20 に相当する額を記載しています。

② 火災共済以外の事業

	組合員 (a)	生計を一にす る親族 (b)	組合の直 間 構成者 (c)	小 計 (a) + (b) + (c) = (d)	員外利 用 の者 (e)	合 計
人 数	人 724	人 7	人 0	人 731	人 77	人 808
共 済 掛金	円 19,700,887	円 93,600	円 0	円 (3,958,897) 19,794,487	千円 729,680	千円 20,524,167

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の 20 以内と法令にて規定されています。
上記 () 内は共済金額の 100 分の 20 に相当する額を記載しています。

③ 受託事業

	組合員 (a)	生計を一にす る親族 (b)	組合の直 間 構成者 (c)	小 計 (a) + (b) + (c) = (d)	員外利用 の者 (e)	合 計
共 済 掛金	円 13,593,061	円 615,600	円 0	円 (2,841,732) 14,208,661	円 1,788,360	円 15,997,021

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の 20 以内と法令にて規定されています。
上記 () 内は共済金額の 100 分の 20 に相当する額を記載しています。

④ 保険会社の業務代理事業

	組合員 (a)	生計を一に する親族 (b)	組合の直間 構成者 (c)	小 計 (a) + (b) + (c) = (d)	員外利用 の者 (e)	合 計
	円	円	円	円	円	円
保 険 料	5,888,000	0	0	(1,177,000) 5,888,000	0	5,888,000

員外利用に関しては組合員の共済金額の100分の20以内と法令にて規定されています。
上記()内は共済金額の100分の20に相当する額を記載しています。

4. 共済制度のしくみ・制度内容

(1) 共済制度のしくみ

共済は不測の災害による損害を補償するため多数の人が統計学に基づいた掛金を支払うことにより損害を被った人が共済金を受け取ることの出来る仕組みです。「大数の法則」に基づき危険分散を図り経済的補償を行うことで経済の安定を支える社会機能を有しております。この機能を協同組合が使用して行う補償が共済制度となります。当組合では岩手県内の中小企業者や各種法人の事業者組合員となっただき本制度の普及に努めております。

(2) 共済掛金率

当組合の共済掛金率は中小企業庁から認可取得をしたものを適用しており、実費本位の安い掛金率となっております。

(3) 契約募集体制

当組合の役職員のほか、県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、協同組合のほか、保険専門プロ代理所とも代理所委託を行っております。(代理所選定及び代理所委託契約取扱い基準にのっとり代理所委託を行っております。)火災共済の普及・推進にあたっては「推進方針」(別紙5)にのっとり適正な募集態勢を行っております。

(4) 共済金支払体制

当組合では事業方針のとおり、共済金の支払を迅速確実に行っております。万が一共済事故発生し、罹災報告を受ける、または報道等で確認した場合、直ちに調査員を現場へ派遣できる態勢を整えております。

④ 保険会社の業務代理事業

	組合員 (a)	生計を一に する親族 (b)	組合の直間 構成者 (c)	小 計 (a) + (b) + (c) = (d)	員外利用 の者 (e)	合 計
保 険 料	円 6, 007, 000	円 0	円 0	円 (1, 201, 400) 6, 007, 000	円 0	円 6, 007, 000

員外利用に関しては組合員の共済金額の 100 分の 20 以内と法令にて規定されています。
上記 () 内は共済金額の 100 分の 20 に相当する額を記載しています。

4. 共済制度のしくみ・制度内容

(1) 共済制度のしくみ

共済は不測の災害による損害を補償するため多数の人が統計学に基づいた掛金を支払うことにより損害を被った人が共済金を受け取ることの出来る仕組みです。「大数の法則」に基づき危険分散を図り経済的補償を行うことで経済の安定を支える社会機能を有しております。この機能を協同組合が使用して行う補償が共済制度となります。当組合では岩手県内の中小企業者や各種法人の事業者組合員となっただき本制度の普及に努めております。

(2) 共済掛金率

当組合の共済掛金率は中小企業庁から認可取得をしたものを適用しており、実費本位の安い掛金率となっております。

(3) 契約募集体制

当組合の役職員のほか、県内の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、協同組合のほか、保険専門プロ代理所とも代理所委託を行っております。(代理所選定及び代理所委託契約取扱い基準にのっとり代理所委託を行っております。) 火災共済の普及・推進にあたっては「推進方針」(別紙 5) にのっとり適正な募集態勢を行っております。

(4) 共済金支払体制

当組合では事業方針のとおり、共済金の支払を迅速確実に行っております。万が一共済事故発生し、罹災報告を受ける、または報道等で確認した場合、直ちに調査員を現場へ派遣できる態勢を整えております。

5. 財 務 諸 表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目		令和4年度 (令和5年3月31日現在)	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	増減額	前年度比
資 産 の 部	現金および預金	1,740,722,911	1,737,410,898	-3,312,013	99.81%
	現 金	(633,302)	(670,855)	37,553	105.93%
	銀行預金	(1,289,979,202)	(1,259,465,079)	-30,514,123	97.63%
	信用金庫預金	(445,627,656)	(472,388,457)	26,760,801	106.01%
	信用組合預金	(0)	(0)	0	—
	商工中金預金	(4,482,751)	(4,886,507)	403,756	109.01%
	有価証券	506,400,000	506,400,000	0	100.00%
	国 債	(0)	(0)	0	—
	地 方 債	(0)	(0)	0	—
	特別法人債	(0)	(0)	0	—
	社 債	(460,000,000)	(460,000,000)	0	100.00%
	株 式	(46,400,000)	(46,400,000)	0	100.00%
	証券投資信託	(0)	(0)	0	—
	その他	(0)	(0)	0	—
	未収共済掛金	24,187,174	23,175,945	-1,011,229	95.82%
	代理所貸	0	0	0	—
	再共済貸	210,000	367,283	157,283	174.90%
	連合会貸	4,784,951	3,122,996	-1,661,955	65.27%
	未収入金	6,826,635	6,506,249	-320,386	95.31%
	仮払金	283,285	362,511	79,226	127.97%
	仮払消費税等	0	0	0	—
	関係団体出資金	271,350,000	271,350,000	0	100.00%
	全国共済商工（協）連合会	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	全日本火災共済（協）連合会	(271,200,000)	(271,200,000)	0	100.00%
	東北自動車共済（協）	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	岩手県商工振興（協）	(50,000)	(50,000)	0	100.00%
	不動産および動産	113,543,779	111,988,825	-1,554,954	98.63%
	土地	(75,655,132)	(75,655,132)	0	100.00%
	建物	(37,046,028)	(35,721,235)	-1,324,793	96.42%
	備品その他	(842,619)	(612,458)	-230,161	72.69%
	建設仮払金	(0)	(0)	0	—
	リース資産	0	0	0	—
	預託金	0	0	0	—
	ソフトウェア開発費	393,900	262,600	-131,300	66.67%
	合 計	2,668,702,635	2,660,947,307	-7,755,328	99.71%
負 債 の 部	共済契約準備金	227,475,059	222,603,896	-4,871,163	97.86%
	支払準備金	(267,507)	(236,059)	-31,448	88.24%
	責任準備金	(227,207,552)	(222,367,837)	-4,839,715	97.87%
	未払金	23,447,262	18,025,785	-5,421,477	76.88%
	借入金	0	0	0	—
	代理所借	8,359,307	8,050,306	-309,001	96.30%
	再共済借	886,232	847,226	-39,006	95.60%
	連合会借	34,913,569	32,785,512	-2,128,057	93.90%
	仮受掛金	37,800	36,400	-1,400	96.30%
	仮受金	12,831,865	15,070,705	2,238,840	117.45%
	預り掛金	12,876,360	9,930,640	-2,945,720	77.12%
	自賠責預り掛金	124,994	136,345	11,351	109.08%
	諸預り金	9,810,340	10,613,812	803,472	108.19%
	未払法人税等	7,560,600	5,997,300	-1,563,300	79.32%
	未払消費税等	1,450,800	1,100,200	-350,600	75.83%
	退職給与引当金	54,020,653	59,020,653	5,000,000	109.26%
	合 計	393,794,841	384,218,780	-9,576,061	97.57%
純 資 産 の 部	出資金	941,045,000	928,960,000	-12,085,000	98.72%
	利益準備金	799,000,000	809,000,000	10,000,000	101.25%
	特別積立金	369,500,000	379,500,000	10,000,000	102.71%
	役員及び職員退職手当積立金	84,000,000	89,000,000	5,000,000	105.95%
	組織対策準備金	10,000,000	10,000,000	0	100.00%
	耐震工事準備金	25,000,000	25,000,000	0	100.00%
	システム開発準備金	8,000,000	11,000,000	3,000,000	137.50%
	当期未処分剰余金	43,784,271	31,903,637	-11,880,634	72.87%
	当期純利益金額	(41,555,597)	(30,787,056)	-10,768,541	74.09%
	前期繰越剰余金	(2,228,674)	(1,116,581)	-1,112,093	50.10%
	合 計	2,280,329,271	2,284,363,637	4,034,366	100.18%

(2) 損益計算書

(単位: 円)

科 目	令和4年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	令和5年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	増減額	前年度比
経常収益	1,085,678,691	1,003,493,825	-82,184,866	92.43%
事業収益	1,067,936,292	988,733,302	-79,202,990	92.58%
共済掛金	509,505,790	511,364,815	1,859,025	100.36%
再共済収入	2,931,761	4,617,733	1,685,972	157.51%
再共済金	(2,931,349)	(4,617,483)	1,686,134	157.52%
再共済返戻金	(412)	(250)	-162	60.68%
再共済その他収入	(0)	(0)	0	—
連合会収入	316,769,826	239,169,418	-77,600,408	75.50%
連合会共済金	(312,869,459)	(236,732,020)	-76,137,439	75.66%
連合会解約返戻金	(3,881,110)	(2,403,566)	-1,477,544	61.93%
連合会その他返戻金	(19,257)	(33,832)	14,575	175.69%
受取手数料	59,255,739	57,454,581	-1,801,158	96.96%
共済金戻入	(443,897)	(506,453)	62,556	—
支払準備金戻入	514,805	267,507	-247,298	51.96%
責任準備金戻入	171,753,753	170,042,646	-1,711,107	99.00%
退職引当金戻入	0	0	0	—
その他収入	6,760,721	5,310,149	-1,450,572	78.54%
事業外収益	17,742,399	14,760,523	-2,981,876	83.19%
利息および配当金収入	2,079,633	2,441,565	361,932	117.40%
有価証券償還益	0	0	0	—
役員員退職積立取崩	0	0	0	—
組織対策準備金取崩	0	0	0	—
雑収入	15,662,766	12,318,958	-3,343,808	78.65%
経常費用	1,035,134,494	964,472,469	-70,662,025	93.17%
事業費用	1,033,020,492	961,773,015	-71,247,477	93.10%
共済金	317,186,583	242,510,443	-74,676,140	76.46%
解約返戻金	6,988,684	4,299,838	-2,688,846	61.53%
その他返戻金	34,450	58,030	23,580	168.45%
再共済料	10,921,164	9,926,141	-995,023	90.89%
再共済金割戻	0	506,453	506,453	—
連合会共済掛金	281,303,478	288,054,140	6,750,662	102.40%
事業費	236,796,211	237,329,249	533,038	100.23%
諸税負担金	6,727,107	6,940,813	213,706	103.18%
減価償却費	2,646,636	1,708,918	-937,718	64.57%
退職給与引当金繰入	0	5,000,000	5,000,000	—
支払準備金繰入	267,507	236,059	-31,448	88.24%
責任準備金繰入	170,148,672	165,202,931	-4,945,741	97.09%
事業外費用	2,114,002	2,699,454	585,452	127.69%
支払利息	0	0	0	—
有価証券償還損	0	0	0	—
雑支出	2,114,002	2,699,454	585,452	127.69%
経常利益	50,544,197	39,021,356	-11,522,841	77.20%
特別利益	39,528	0	-39,528	—
有価証券売却益	0	0	0	—
固定資産売却益	0	0	0	—
有価証券評価益	0	0	0	—
リース債務免除益	39,528	0	-39,528	—
特別損失	39,528	0	-39,528	—
有価証券売却損	0	0	0	—
固定資産売却損	0	0	0	—
固定資産除却損	0	0	0	—
有価証券評価損	0	0	0	—
ソフトウェア除却損	0	0	0	—
リース資産除却損	39,528	0	-39,528	—
税引前当期純利益金額 (又は税引前当期純損失金額)	50,544,197	39,021,356	-11,522,841	77.20%
税等	8,988,600	8,234,300	-754,300	91.61%
法人税等	(7,102,800)	(5,997,300)	-1,105,500	84.44%
過年度分事業税	(1,885,800)	(2,237,000)	351,200	118.62%
当期純利益金額 (又は当期純損失金額)	41,555,597	30,787,056	-10,768,541	74.09%

(3) 剰余金処分

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度	増減額	前年度比
当期末処分剰余金	43,784,271	31,903,637	-11,880,634	72.87%
当期純利益金額	41,555,597	30,787,056	-10,768,541	74.09%
前期繰越剰余金	2,228,674	1,116,581	-1,112,093	50.10%
剰余金処分額	42,667,690	30,174,220	-12,493,470	70.72%
利益準備金	10,000,000	7,000,000	-3,000,000	70.00%
組合積立金	18,000,000	8,000,000	-10,000,000	44.44%
特別積立金	(10,000,000)	(5,000,000)	-5,000,000	50.00%
役職員退職給与積立金	(5,000,000)	(2,000,000)	-3,000,000	40.00%
情報システム積立金	(3,000,000)	(1,000,000)	-2,000,000	33.33%
出資配当金	0	0	0	—
利用分量配当金	14,667,690	15,174,220	506,530	103.45%
火災共済	(13,007,430)	(13,618,960)	611,530	104.70%
生命傷害共済	(1,660,260)	(1,555,260)	-105,000	93.68%
次期繰越剰余金	1,116,581	1,729,417	612,836	154.89%

6. 資産運用諸表

(1) 運用資産の構成

(単位：円、％)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現金および預金	1,740,722,911	69.12%	1,737,410,898	69.08%
金銭の信託	0	0%	0	0%
金銭債権	0	0%	0	0%
有価証券	506,400,000	20.11%	506,400,000	20.13%
公社債	460,000,000	-	460,000,000	-
株 式	46,400,000	-	46,400,000	-
投資信託	0	-	0	-
関係団体出資金	271,350,000	10.77%	271,350,000	10.79%
預託金	0	0.00%	0	0.00%
合 計	2,518,472,911	100%	2,515,160,898	100%

(2) 運用資産の増減

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減額	前年度比
現金および預金	1,740,722,911	1,737,410,898	-3,312,013	99.8%
金銭の信託	0	0	0	0.0%
金銭債権	0	0	0	0.0%
有価証券	506,400,000	506,400,000	0	100.0%
公社債	460,000,000	460,000,000	0	100.0%
株 式	46,400,000	46,400,000	0	100.0%
投資信託	0	0	0	0.0%
関係団体出資金	271,350,000	271,350,000	0	0.0%
預託金	0	0	0	0.0%
合 計	2,518,472,911	2,515,160,898	-3,312,013	99.9%

(3) 運用資産種類別平均残高および運用利回り

(単位：円、％)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
預金	1,740,722,911	0.01	1,737,410,898	0.01
金銭の信託	0	-	0	-
金銭債権	0	-	0	-
有価証券	506,400,000	-	506,400,000	-
公社債	460,000,000	0.12	460,000,000	0.23
株 式	46,400,000	3.00	46,400,000	3.00
投資信託	0	-	0	-
関係団体出資金	271,350,000	0.00	271,350,000	0.00
預託金	0	0.00	0	0.00
合 計	2,518,472,911		2,515,160,898	

(4) 財産運用収益明細

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度
利息および配当金	2,079,633	2,441,565
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	0	0
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	0	0
その他運用収益	0	0
合 計	2,079,633	2,441,565

(5) 利息および配当金収入明細

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度
預金利息	46,239	109,565
有価証券利息配当金	2,033,394	2,332,000
公社債利息	641,394	940,000
株式配当金	1,392,000	1,392,000
その他	0	0
預託金利息	0	0
関係団体出資金利息	0	0
合 計	2,079,633	2,441,565

(6) 財産運用費用明細

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度
支払利息	0	0
金銭の信託運用費	0	0
売買目的有価証券運用損	0	0
有価証券売却損	0	0
有価証券償還損	0	0
その他運用費用	0	0
合 計	0	0

(7) 有価証券の明細

(単位：円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
公社債	460,000,000	90.84%	460,000,000	90.84%
国 債	0	-	0	-
地方債	0	-	0	-
金融債	460,000,000	-	460,000,000	-
その他	0	-	0	-
株 式	46,400,000	9.16%	46,400,000	9.16%
投資信託	0	0%	0	0%
合 計	506,400,000	100%	506,400,000	100%

(8) 有価証券残存期間別内訳

(単位：円)

区 分	令和4年度末							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	460,000,000	0	0	0	0	460,000,000
株 式	0	0	0	0	0	0	46,400,000	46,400,000
投資信託	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	460,000,000	0	0	0	46,400,000	506,400,000

(単位：円)

区 分	令和5年度末							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	460,000,000	0	0	0	0	460,000,000
株 式	0	0	0	0	0	0	46,400,000	46,400,000
投資信託	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	460,000,000	0	0	0	46,400,000	506,400,000

(9) 業種別保有株式

(単位：円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
金融・保険業	46,400,000	46,400,000
そ の 他	0	0
合 計	46,400,000	46,400,000

(10) 財産運用の時価評価

- ① 売買目的有価証券の評価差損
該当する有価証券は保有していません。
- ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：円)

区 分	令和4年度				
	帳簿価額	時 価	差益損	差 益	差 損
公社債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
国 債	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
金融債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
株 式	46,400,000	46,400,000	0	0	0
投資信託	0	0	0	0	0
合 計	506,400,000	506,400,000	0	0	0

(単位：円)

区 分	令和5年度				
	帳簿価額	時 価	差益損	差 益	差 損
公社債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
国 債	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
金融債	460,000,000	460,000,000	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
株 式	46,400,000	46,400,000	0	0	0
投資信託	0	0	0	0	0
合 計	506,400,000	506,400,000	0	0	0

(11) 貸付金明細

該当する貸付金はありません。

(12) 貸付金明細（国内企業貸付）

該当する貸付金はありません。

(13) リスク管理債権の状況

該当する貸付金はありません。

(14) 債務者区分による債権の状況

該当する貸付金はありません。

7. その他の諸表

(1) 業務用固定資産明細

(単位：円)

種 類	令和4年度						
	取 得 原 価			減 価 償 却			期末簿価
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (A)	当期償却損 (B)	累計額	A - B
建 物	38,394,324			38,394,324	1,348,303	150,683,527	37,046,021
構築物	7			7	0	8,649,903	7
建物付属設備	0			0	0	0	0
機械装置	0			0	0	0	0
車両運搬具	498,617			498,617	249,308	4,235,696	249,309
器具備品	7,043			7,043	3,517	24,339,343	3,526
小 計	38,899,991	0	0	38,899,991	1,601,128	187,908,469	37,298,863
土 地	75,655,132			75,655,132	0	0	75,655,132
無形固定資産	525,200		0	525,200	131,300	0	393,900
合 計	115,080,323	0	0	115,080,323	1,732,428	187,908,469	113,347,895

種 類	令和5年度						
	取 得 原 価			減 価 償 却			期末簿価
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (A)	当期償却損 (B)	累計額	A - B
建 物	37,046,021			37,046,021	1,324,793	15,200,832	35,721,228
構築物	7			7	0	8,649,903	7
建物付属設備	0			0	0	0	0
機械装置	0			0	0	0	0
車両運搬具	249,309			249,309	249,307	4,485,003	2
器具備品	3,526			3,526	3,518	24,111,862	8
小 計	37,298,863	0	0	37,298,863	1,577,618	52,447,600	35,721,245
土 地	75,655,132			75,655,132	0	0	75,655,132
無形固定資産	393,900		0	393,900	131,300	0	262,600
合 計	113,347,895	0	0	113,347,895	1,708,918	52,447,600	111,638,977

(2) 貸倒引当金明細

※貸倒引当金はありません。

(3) 出資金および積立金明細 (剰余金処分前)

(単位：円)

区 分	令和4年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	952,880,000	35,000	11,870,000	941,045,000
法定利益準備金	789,000,000	10,000,000	0	799,000,000
特別積立金	369,500,000	10,000,000	0	369,500,000
繰越剰余金	2,228,674	1,116,581	2,228,674	1,116,581

区 分	令和5年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
出資金	941,045,000	39,500	12,124,500	928,960,000
法定利益準備金	799,000,000	10,000,000	0	809,000,000
特別積立金	369,500,000	10,000,000	0	379,500,000
繰越剰余金	1,116,581	1,729,417	1,116,581	1,729,417

(4) 事業費明細

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和5年度
人件費	127,352,953	129,902,638
物件費	31,531,090	29,967,123
減価償却費	2,646,636	1,708,918
諸税負担金	6,727,107	6,940,813
合 計	168,257,786	168,519,492

(5) 責任準備金の残高、積立方式

火災共済事業

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	167,595,799	162,783,257
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

その他共済事業

① 生命傷害共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	1,109,282	1,056,297
積立方式	収支残	収支残

② 休業補償共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	100,463	91,386
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

③ 所得補償共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	12,200	11,800
積立方式	収支残	収支残

④ 自動車事故費用共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	1,119,634	1,044,168
積立方式	収支残	収支残

⑤ 中小企業者総合賠償責任共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	105,268	114,704
積立方式	未経過掛金	未経過掛金

⑥ 地震危険補償共済

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	0	0
積立方式	—	—

(6) 共済掛金積立金の残高

契約年度	令和4年度	令和5年度
残 高	0	0

※残高は中小企業等協同組合法施行規則第145条第1項第1号イに定める共済掛金積立金になります。

(7) 共済掛金、共済金および保有契約件数等

火災共済事業

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和5年度
共済掛金	488,477,935	491,515,247
共済金	312,869,459	236,732,020
解約返戻金	6,859,430	4,187,146
正味損害率	64.05	48.16
保有契約件数	16,043	15,675

その他共済事業

① 生命傷害共済

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和5年度
共済掛金	17,227,040	16,135,211
共済金	3,861,200	5,128,300
解約返戻金	98,980	57,390
正味損害率	22.41	31.78
保有契約件数	1,344	1,250

② 所得補償共済

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和5年度
共済掛金	314,000	306,000
共済金	0	0
解約返戻金	2,000	1,000
正味損害率	0.00	0.00
保有契約件数	18	17

③ 休業補償共済

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和5年度
共済掛金	357,800	325,570
共済金	0	0
解約返戻金	0	178
正味損害率	0.00	0.00
保有契約件数	89	82

④ 自動車事故費用共済

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和4年度
共済掛金	2,529,125	2,529,125
共済金	362,250	362,250
解約返戻金	27,724	27,724
正味損害率	14.32	14.32
保有契約件数	244	244

(8) 新契約平均共済金額

火災共済事業

	令和4年度	令和5年度
火災共済	20,960,831	21,190,495

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	2,735,565	2,786,880
所得補償共済(口数)	2	3
休業補償共済	21,011	21,829
自動車事故費用共済	3,000,000	3,000,000
中小企業者総合賠償責任共済	112,947,019	106,174,698
地震危険補償共済	0	0

(9) 月払契約の新契約平均再共済料・共済掛金

火災共済事業

	令和4年度	令和5年度
火災共済	12,376	11,152

その他共済事業

	令和4年度	令和4年度
生命傷害共済	1,236	1,223
所得補償共済	1,361	1,406
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	1,052	1,056
中小企業者総合賠償責任共済	0	0
地震危険補償共済	0	0

(10) 契約者割戻しの状況

火災共済事業

	令和4年度	令和5年度
火災共済	0	0

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	0	0
所得補償共済	0	0
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	0	0

(11) 解約失効率

火災共済事業

	令和4年度	令和5年度
火災共済	2.33	1.51

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	6.96	7.52
所得補償共済	19.04	5.00
休業補償共済	0.00	1.21
自動車事故費用共済	4.09	4.78

※解約失効率＝解約件数÷当該年度末現在契約件数×100

⑤ 中小企業者賠償責任共済

(単位：円、%、ポイント、件)

区 分	令和4年度	令和5年度
共済掛金	599,890	687,417
共済金	93,674	165,623
解約返戻金	550	200
正味損害率	15.62	24.09
保有契約件数	151	166

(12) 再共済の実施状況

① 再共済契約先

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
所得補償共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
休業補償共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
自動車事故費用共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
中小企業者総合賠償責任共済	全日本火災共済協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会
地震危険補償共済	損保ジャパン	損保ジャパン

② 再共済料のうち上位5社の出再先に集中している割合

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	100	100
所得補償共済	100	100
休業補償共済	100	100
自動車事故費用共済	100	100
中小企業者総合賠償責任共済	100	100
地震危険補償共済	100	100

③ 未収再共済金

その他共済事業

	令和4年度	令和5年度
生命傷害共済	0	0
所得補償共済	0	0
休業補償共済	0	0
自動車事故費用共済	0	0

苦情対応規程

岩手県火災共済協同組合

(目的)

第1条 苦情への対応は、この規程の定めるところによる。

(苦情の定義)

第2条 この規程において、「苦情」とは、共済契約者等関係者（共済契約者、被共済者、代理所、その他、関係者をいう。以下同じ。）から申し出のあった不平、不満、要望、問い合わせ等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 担当者（代理所を含む。）の対応により発生したもの
- (2) 業務・制度の改善に役立つと思われるもの
- (3) 行政庁及び関係機関等を通じて申し出があったもの

(苦情対応の基本)

第3条 申し出のあった苦情に対しては、その内容を正確に把握するとともに、申し出人に対し必要な説明を行うなど、迅速かつ誠意を持って適切に対応しなければならない。

- 2 業務、制度等の改善の必要がある場合には、同様な苦情が発生しないよう対応策を講じるものとする。
- 3 コンプライアンスの観点からも十分な検証を行い、不適正行為等が認められる場合には、「不適正行為等対応規程」に基づき、速やかに必要な対応を行うものとする。

(苦情対応責任者)

第4条 受け付けた苦情への対応を統括するものとして、参事を苦情対応責任者とする。

- 2 苦情対応責任者は、責任を持って苦情の解決にあたらなければならない。
- 3 専務理事、常勤理事は苦情対応責任者への指導を行うとともに自ら必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第5条 苦情への対応に際しては、第3条に従うほか、別に定める「苦情対応ルール」に従い対応するとともに、必要な報告を行うものとする。

(理事会の協議等)

第6条 組合経営に重大な影響を与える苦情又は共済契約者等関係者の利益が著しく阻害される恐れのある苦情が発生したときは、直ちに課長以上で協議の上、速やかに対応方針を理事会に付議するものとする。

苦情対応ルール

1. 把握すべきお客様の声（苦情）

本ルールにおいて、「苦情」とは、共済契約者等関係者（契約者、被共済者、代理所、その他の関係者を言う。）から申し出のあった不平、不満、要望、問い合わせ等のうち、次に掲げるものをいう。

- （1）各担当者（代理所を含む）の対応により発生したもの。
- （2）業務、制度等の改善に役立つと思われるもの。
- （3）行政庁及び関係機関等を通じて申し出があったもの。

2. 苦情対応の基本

- （1）申し出のあった苦情に対しては、その内容を正確に把握するとともに、申し出人に対し必要な説明を行うなど、迅速かつ誠意を持って適切に対応しなければならない。
- （2）業務、制度等の改善の必要がある場合には、同様な苦情が発生しないよう対応策を講じるものとする。
- （3）コンプライアンスの観点からも十分な検証を行い、不適正行為等が認められる場合には、「不適正行為等対応規程」に基づき、速やかに必要な対応を行うものとする。

3. 苦情対応の体制

- （1）苦情対応は、原則として、苦情の申し出を受けた担当課の職員が課長、担当次長、担当部長と連携をとり解決にあたる。
- （2）苦情解決が困難な場合は参事が「苦情対応責任者」として解決のために積極的に関与する。
- （3）組合経営に重大な影響を与える苦情又は共済契約者等関係者の利益が著しく阻害される恐れのある苦情が発生したときは、直ちに課長以上で協議の上、速やかに対応方針を理事会に付議するものとする。

4. 苦情の受付と報告

① 担当者

- ・ 苦情を受け付けた場合、直ちに「苦情・申し出受付票」を作成する。
- ・ 課長に苦情内容を報告し指示を受ける。

② 課長、次長、部長

- ・ 前記 1. 把握すべきお客様の声（苦情）に定めた「苦情」を受け付けた場合は、苦情対応責任者である参事に全件報告を行う。
- ・ 申し出のあった苦情の内容の事実関係を正確に把握し、責任を持って解決にあたる。
- ・ 対応の結果すぐに解決した場合は「苦情・申し出受付票」の対応欄に記入し次長、部長、参事、常勤理事、専務理事に報告をする。なお、「苦情・申し出受付票」は苦情報告処理綴にファイル保管する。
- ・ 対応の結果未解決の苦情については課長、次長、部長、参事、場合によっては、常勤理事、専務理事との協議を行い解決にあたる。

③ 参事（苦情対応責任者）

- ・ 参事は、原則として苦情対応の最終責任を負うものとする。
- ・ 課長、次長、部長より報告を受けた苦情内容等を把握し、未解決の事案については対応方針を決め解決にあたる。ただし、場合によっては常勤理事、専務理事と協議の上対応方針を決め解決にあたる。
- ・ 再発防止のため、業務改善の必要のある苦情については、改善の指示を行う。

個人情報保護宣言

平成17年4月1日現在

(個人情報に関する取扱について) 個人情報取扱事業社名：岩手県火災共済共同組合

当組合は、個人情報保護の重要性を認識し、また共済事業に対する皆様の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、その他関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。

当組合は、個人情報の適切な取扱について、従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱が行われるよう取組んでまいります。また、当組合の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、継続的な見直しおよび改善に取り組んでまいります。

1. 個人情報の取得について

ご提供いただく個人情報は、業務上必要な範囲内において、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的について

ご提供いただいた個人情報は、共済制度の健全な運営と共済制度ご利用者に対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用しています。その他の目的に利用することはありません。

- ① 共済契約の申込に係る引受の審査、引受、履行・管理および付帯サービスの提供
- ② 共済事故の調査および共済金の支払
- ③ 当組合が有する債権の回収
- ④ 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求
- ⑤ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会のほか当組合の提携先企業・団体等の取扱う商品・各種サービスの案内・提供
- ⑥ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑦ 市場調査および商品、サービスの開発・研究
- ⑧ お問い合わせ・依頼等への対応

3. 個人データの第三者への提供について

ご提供いただいた個人データは、次の場合を除いて第三者に提供することはありません。

- ① 同意されている場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 利用目的の達成に必要な範囲において、代理所を含む委託先に提供する場合
- ④ 上記「2」に定める利用目的の範囲において、全日本火災共済協同組合連合会のほか当

組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合

- ⑤ 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求等に必要な場合
- ⑥ 共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するために、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合
- ⑦ 共済金の適性かつ迅速な支払を行うために、利用目的の達成に必要な範囲内の情報を、調査会社・医療機関・共済団体・保険会社・金融機関・当事者等の関係先に提供する場合
- ⑧ ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ⑨ その他正当な理由がある場合

4. 個人データの共同利用について

当組合および当組合の関連団体である下記共同利用先は、その取扱う商品・サービスの案内または提供、共済契約等の引受・内容変更および共済金等の支払に関する判断のために、次の条件のもと個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および共済事故に関する内容
- ② 管理責任者：当組合
- ③ 共同利用先：全日本火災共済協同組合連合会

5. 個人データの安全管理について

当組合は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、内部規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

当組合は、利用目的の達成に必要とされる個人データの正確性・最新性を確保するために必要な措置を講じます。

当組合は、外部に個人データの取扱いを委託する場合、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適正な監督を行います。

6. 個人情報の開示等の請求手続きについて

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等または利用停止、削除等に関するご請求については下記連絡先までお問い合わせください。ご請求者がご本人であることを確認のうえ、当組合所定の書式に必要事項をご記入いただいた上で手続きを行い、後日原則として書面にて回答いたします。なお、回答にあたり当組合所定の手数料をいただくことがあります。

保有個人データの訂正等につきましては、当組合が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

なお、個人情報の利用停止や、登録の削除等を行うとご提供できないサービス等が発生する場合やご契約をお引受することができない場合がありますのでご了承ください。

7. お問い合わせ窓口について

- ① ご加入いただいた共済契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱い代理所または当組合業務部にお問い合わせください。
- ② その他個人情報の取扱いに関する次のご質問、ご照会、ご相談、苦情等は下記連絡先までお問い合わせください。適切・迅速に対応させていただきます。
 - ・ 個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情
 - ・ 安全管理措置等に関するご質問

<お問い合わせ先>

岩 手 県 火 災 共 済 協 同 組 合

〒020-0844 盛岡市神明町5-5

TEL 019-654-2551

FAX 019-625-0116

(現金等による) 共済掛金等の取扱及び共済契約の管理に関する事務取扱マニュアル

(目的)

第1 この要領は、岩手県火災共済協同組合（以下「本組合」という。）が行う共済事業において、役職員による現金の共済掛金及び出資金（以下「掛金」という。）の取扱及び共済契約の管理の方法について定めることにより、当該掛金の適切な取扱及び共済契約の契約状況の確実な把握を行い、もって本組合の事業の適正な管理運営に資することを目的とする。

(用語)

第2 この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共済掛金

自己の名をもって本組合と共済契約を締結する者（以下「共済契約者」という。）が本組合に納付した掛金をいう。

(2) 出資金

本組合組合員となるために支払う出資金をいう。

(3) 契約取扱者

共済契約の締結の際、共済契約者から掛金及び共済契約申込書を収受する本組合職員をいう。

(4) 払込済通知書

掛金を金融機関へ入金する際に使用する本組合専用の用紙をいう。

(5) 銀行当番

契約取扱者が共済契約者から収受した掛金を取りまとめ、金融機関へ入金する業務を担当する職員をいう。

(6) 共済掛金領収証

掛金を収受した際に発行する領収証で、共済掛金等領収証（控）、共済掛金等領収証（入金確認用）、共済掛金等領収証の3枚複写となっているものをいう。

(7) 掛金入金票

契約取扱者が掛金を銀行当番に入金する際添付を要するもので、銀行当番が入金額等を確認するための用紙をいう。

(8) 継続契約

共済期間満了後に引き続き締結された共済契約で、共済期間を除く契約内容が前契約と同一であり、共済契約継続証を発行するものをいう。

(9) 更改契約

共済期間満了後に引き続き締結された共済契約で、新たに共済証書を発行するものをいう。

(10) 新規契約

継続契約及び更改契約以外の新たに締結された共済契約をいう。

(11) 中断

継続契約または更改契約が継続して契約に至らない状態をいう。

(12) 地区担当者

共済契約の確認及び契約申込書等を地区ごとに管理する職員をいう。

第3 掛金の取扱

1 契約取扱者が行うべき業務は次のとおりとする。

- (1) 契約取扱者は、共済契約者から掛金を現金により収受した場合は、その場で共済契約者に共済掛金等領収証を発行するものとする。
- (2) 契約取扱者は、掛金を収受した日の17時までに現金に払込済通知書、共済掛金領収証(入金確認用)、及び掛金入金票を添えて銀行当番へ入金するものとする。
- (3) 契約取扱者は、出張等により掛金を収受した日の17時までに銀行当番に入金できない場合は、速やかに最寄りの金融機関において払込済通知書により入金し、入金後の直近の組合営業日に地区担当者に金融機関発行の領収証を提出する。
- (4) 契約取扱者は、前号の処理ができない場合は、細心の注意を払って掛金を保管し、原則掛金を収受した日以後の本組合4営業日以内に当組合へ入金するものとする。

2 銀行当番が行うべき業務は次のとおりとする。

- (1) 銀行当番は、契約取扱者から掛金、払込済通知書、共済掛金領収証(入金確認用)及び掛金入金票の提出を受けた場合、掛金領収日、契約期日及び掛金の金額を確認し、適切と認めた場合は、掛金入金票の持参金確認欄に押印するものとする。
- (2) 銀行当番は、掛金、払込済通知書及び共済掛金領収証(入金確認用)をそれぞれ集計し、金額が合致した場合は、掛金は払込済通知書とともに当日中に金融機関の窓口においてへ入金するものとする。
なお、金融機関窓口が閉鎖されている時間にあつては、金融機関の夜間金庫へ入金するものとする。
- (3) 当日の銀行当番が不在の場合は、銀行当番の課に在籍する銀行当番以外の職員が銀行当番に代わって業務を行うものとする。
- (4) 前号の場合において、銀行当番が戻った場合には、銀行当番が業務を引き継ぐものとする。
- (5) 銀行当番は原則として隔週ごとに異なる職員を充てるものとする。

3 地区担当者が行うべき業務は次のとおりとする。

- (1) 地区担当者は、金融機関から本組合に送付される払込済通知書と契約申込書の内容を照合のうえ、掛金に関するデータをコンピュータへ入力を行うものとする。
- (2) 地区担当者は、第3の1の(3)により金融機関発行の領収証の提出を受けた場合は、領収証と金融機関から本組合に送付される払込済通知書を照合したうえで前号を行うものとする。
- (3) 地区担当者は、前各号の照合を行い、契約データの合計と経理合計が合致しない場合は、速やかに部長に報告するものとする。

第4 火災共済契約の管理

1 継続契約の管理

- (1) 契約取扱者は、契約が中断となった場合には、速やかに地区担当者へ中断理由とともに報告するものとする。
- (2) 地区担当者は、前号の報告を受けた場合は、契約申込書に中断の理由を記入して中断の申込書とし、担当課長及び業務部長へ報告するものとする。
- (3) 地区担当者は、共済契約満期日を7日間経過した契約について、共済掛金の入金が確認できない契約がある場合には、契約取扱者に共済契約者の共済契約の継続の意思を確認するものとする。

- (4) (2)の規定は、前号の規定により共済契約の継続の意思がないことが確認された場合に準用する。

2 新規契約の管理

- (1) 契約取扱者は、新規契約の申し込みがあった場合は、共済契約者へ契約申込書（契約者控）を速やかに交付するとともに、当該申込書（代理所控）を保管するものとし、当該申込書のうち契約証書、及び契約申込書を地区担当者へ提出するものとする。
- (2) 前号の提出を受けた地区担当者は、契約申込書の内容、払込済通知書による入金の確認を行い、決裁を受けたのち、契約証書を発行し、共済契約者へ送付又は手渡しするものとする。
なお、決裁を受けた契約申込書は契約台帳綴に保管するものとする。
- (3) 地区担当者は、契約申込書又は払込通知書に記載されている共済掛金領収日を7日間経過しても契約申込書又は払込済通知書が提出されない場合は、契約取扱者に共済契約者の契約締結の意思の確認を行うとともに担当課長及び業務部長へ報告するものとする。
- (4) 前号により報告を受けた業務部長は、適切な指示をするものとする。

3 更改契約の管理

- (1) 更改契約の申込みに係る事務処理については、前記2の規定を準用するものとする。
- (2) 契約取扱者は、共済契約者からの申出等により更改契約が中断となった場合は、速やかに未使用の更改申込書に中断の理由を記入し、地区担当者へ報告するものとする。
- (3) 地区担当者は、前号の報告を受けた場合は、契約申込書に中断の理由を記入して中断の申込書とし、担当課長及び業務部長に報告するものとする。
この場合にあつて、地区担当者は、中断申込書を中断申込書綴に保管するものとする。

第5 罰則

この要領に従わなかった場合は、別に定める不適正行為対応規程により処分することがある。

不適正行為等対応規程

(目的)

第1条 本規程は、本組合の役職員ならびに本組合の代理所における不適正行為、不祥事の発生（以下不適正行為等という。）または発生のおそれのある場合における対応の方法および再発防止のための手続きなどについて定め、もって組合運営の万全を期するものとする。

(不適正行為等の定義)

第2条 不適正行為等は、次のいずれかに該当した行為を言う。

- (1) 国が定めた法令に違反した行為
- (2) 地方自治体が定めた条例に違反した行為
- (3) 組合が定めた定款、事業方法書、規約、規程その他の規範に違反した行為
- (4) 社会的な公序良俗に違背した行為

(報告の義務)

第3条 本組合の役職員は、組合の役職員ならびに代理所における不適正行為等の発生またはそのおそれのあることを発見した場合には、直ちにその所属課長に報告しなければならない。

2. 前項に規定する報告があった場合、所属課長は、その事実を確認することにも直ちに所属する部長または次長に報告しなければならない。
3. 部長、次長は、前項により報告があった場合、必要により事実確認あるいは調査を行うとともに、直ちに参事ならびに常勤役員に報告しなければならない。
4. 前項により報告を受けた参事ならびに常勤役員は、直ちにその事実確認と詳細調査を部長、次長または課長に命じるとともに、その結果について理事長に報告し、当面執るべき指示を受けるものとする。

(報告の方法)

第4条 前条第1項に定める発見者は、別紙様式「不適正行為等報告書」により行うものとする。

また、前条第2項から第4項に定める報告等の様式は、適宜作成するものとする。

2. 前条に定める報告先が、不適正行為等の行為者あるいは不適正行為等に関与していると見られるなど支障ある場合は、その者への報告を省略し、その次の報告先とされる者へ報告するものとする。

(調査の方法)

第5条 理事長は、第3条に定める事実確認もしくは調査の実施について、特に支障がある場合は次の措置を執ることができる。

- (1) 不適正行為等の原因が組合の役職員にあると見られるときは、直ちにその者に対し、その職務を中止させ、調査に必要な期間について出勤を停止させること。
- (2) 不適正行為等の原因が組合代理所にあると見られるときは、調査に必要な期間について代理所業務を中断させること。

(報告後の対応)

第6条 理事長は、第3条第4項の定めにより参事もしくは常勤役員から報告があった場合、もしくは第4条第2項による報告があった場合であって、不適正行為等に当たると判断した場合には、参事もしくは常勤役員に対し必要な指示を行うとともに、「不適正行為等対策委員会」を発足させ必要な事項について諮問するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、理事長が軽微なものであると判断した場合は、「不適正行為等対策委員会」の議を経ず処理する場合がある。
3. 「不適正行為等対策委員会」の規程は、別に定める。

(答申後の対応)

第7条 理事長は、前条に定める「不適正行為等対策委員会」からの答申が、不適正行為であるとされた場合には、所定の期間内に行政庁に対し、その旨届け出を行うものとする。

2. 理事長は、前項に定める届け出を行った後、その不適正行為等が組合運営に重大な影響をおよぼすとき、または組合員あるいは契約者の利益が著しく阻害されると認められるときは、理事会の議を経て、告訴等の法的手段を講ずることができる。
3. 理事長は、理事ならびに監事に対し、不適正行為等の事実を報告するとともにこれに係わる処分あるいは再発防止案等を作成し、理事会の議を経て実行するものとする。
4. 理事長は、この顛末を総代会に報告するものとする。

(処分の方法)

第8条 不適正行為等の行為者または重大な関与があると認められる者が常勤役員である場合、もしくは常勤役員に管理責任者として過失があった場合は、原則として本組合就業規則第42条（制裁の種類及び方法）により処分するものとする。

2. 就業規則第42条第1項第3号に定めのある減給については、役員報酬と読み替えるものとし、その処分の内容は、「月額報酬の30%以内であって、3ヵ月を越えないものとする。」とする。

3. 同規則同条同項第 5 号に定めのある懲戒解雇については、理事会の議を経、即刻解任すると読み替えるものとする。

第 9 条 不適正行為等の行為者または重大な関与があると認められる者が組合の職員であるとき、当該職員および管理監督の任にある者（本組合給与規定第 7 条により管理職手当の支給を受けている者）に対する処分は、本組合就業規則第 4 2 条に定めるものの他、初任給、昇給、昇格基準第 3 条（昇給）、第 4 条（昇格）に定める昇給、昇格を行わない場合を併科することができる。

2. 不適正行為等の行為者または重大な関与者に当たらない者であっても、本組合の役職員が、不適正行為等の事実を知りながら故意にその事実を隠蔽し、報告を怠り、あるいは虚偽の報告を行った場合においても就業規則第 4 2 条により処分を行う。

3. 本規定第 3 条第 2 項から 4 項に定める事実確認ならびに調査もしくは報告について、故意にその調査、報告を遅らせ、もしくは事実と著しく相違する報告を行った場合においても就業規則第 4 1 条により処分を行うものとする。

第 10 条 不適正行為等が、代理所の責に帰すものであるときは、代理所委託契約書第 1 2 条（契約の延長、短縮または解除）および第 1 4 条（契約違反による損害賠償責任）もしくは代理所委託契約書一部改正のための覚書第 5 に定めるところにより代理所委託契約の解除または、損害賠償の請求を行うものとする。

（再発防止）

第 11 条 理事長は、「不適正行為等対策委員会」に対し、不適正行為等に係わる事案について、再発防止のための執るべき措置について諮問することができる。

2. 理事長は、前項の再発防止のための執るべき措置について委員会から答申があった場合、委員会の答申を勘案の上、再発防止策を作成し、理事会の議を経て直ちに実行するものとする。

（守秘義務）

第 12 条 この規程に定める調査ならびに事実確認の過程で知ることとなった事項については組合内外を問わず、他に漏らしてはならない。

推 進 方 針

～共済の普及・推進にあたって～

当組合は、組合員の「相互信頼」「相互扶助」の基本理念に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済地位の向上に努めてまいります。

- ◎ 組合は、中小企業等共同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、共済の適正な普及・推進に努めます。
- ◎ 組合は、ご加入いただく皆様に、共済についての重要事項を正しくご理解いただけるように常に努力いたします。
- ◎ 組合は、ご加入いただく皆様の共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実情に沿った火災共済の説明に努めてまいります。
- ◎ 組合は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での普及・推進はいたしません。
- ◎ 組合は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。
- ◎ 組合は、共済事故が発生した場合、常に迅速な共済金支払が出来るよう努力してまいります。
- ◎ 組合は、ご加入いただく皆様のあらゆるご意見ご要望を、火災共済に普及・推進に反映させてまいります。
- ◎ 組合は、ご加入いただく皆様に関する情報が他に漏れることのないよう、プライバシーの保護に万全を期します。
- ◎ 組合は、上記の「推進方針」を遵守するため、健全な組合運営に取り組むとともに、組合事務局の体制整備や、職員研修・代理所研修などにより、普及・推進にあたる職員等の教育・指導に努めてまいります。

以上当組合の推進方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づくものです。

☆ お問合せやご相談がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

岩 手 県 火 災 共 済 協 同 組 合

〒020-0884 盛岡市神明町5-5

TEL 019-654-2551

FAX 019-625-0116